

雇用均等特別相談窓口の設置について

【趣旨・目的】

今般の東日本大震災については、甚大な被害をもたらすとともに、産業活動への影響も深刻かつ広範なものとなっている。

こうした中、労働者からの解雇等に係る都道府県労働局窓口への相談も増加しており、産前産後休業及び育児休業等を理由とする解雇その他不利益取扱いや、性別を理由とする解雇その他差別的取扱いに係る相談、母性健康管理に係る相談等の増加が懸念されるため、被災地域等の都道府県労働局雇用均等室において、雇用均等特別相談窓口を開設するよう都道府県労働局長に指示した（4月6日）。

【設置する都道府県労働局雇用均等室】

青森、岩手、宮城、福島及び、茨城労働局雇用均等室等

【相談事例】

- ・震災により一時閉店し、営業再開後、他の労働者は復職したものの、妊娠を理由に自分だけ自宅待機を命じられたが、復職したい。
- ・事業所が被災し、経営難であることを理由に自分だけが解雇された。現在、産前産後休業中であり、出産後は育児休業を取得する予定であった。予定どおり休業し、復帰して働きたい。